

●保育所等継続利用に関するF A Q

Q1	現在きょうだいで保育園を利用しています。 きょうだいそれぞれの継続手続きが必要ですか？
----	--

A1 きょうだいそれぞれの手続きが必要です。

・「保育を必要とすることを証明する書類」（就労証明書、事実申立書等）は、紙面提出の場合原本の提出が1部あれば、ほかのきょうだい分はコピーを添付してください（兄がコピーで弟が原本等）。

Q2	令和7年度4月から下の子の入園を考えています。 入園申請の申込みはいつからですか？
----	--

A2 申請期間は、令和6年10月頃を予定しています。

・詳細は、令和6年10月上旬に市ホームページに掲載予定の「令和7年度保育所等入園のしおり」を確認してください。
・就労証明書等は今回の継続手続きで提出したものが利用できますので、申請の予定がある場合は、事前にコピーを取っておいてください。

Q3	現在保育園を利用していますが、転園を考えています。 転園申請の申込みはいつからですか？
----	--

A3 申請期間は、令和6年10月頃を予定しています。

- ・上記A2の新規申請と同様、詳細は「令和7年度保育所等入園のしおり」を確認してください。
- ・転園の申請ができるのは4月入所のみとなります。
- ・転園の申請をした結果、内定が出た場合、元の園には戻れません。
- ・転園の内定を辞退しても、元の園は退園となります。
- ・必ずしも転園できるとは限らないため、在園中の保育所等の継続手続きも併せて行ってください。

Q4	育児休業中に保育園の利用申請（転園申請含む）はできますか？
----	-------------------------------

A4 育児休業中はご家庭での保育が可能のため、申請はできません。

- ・育児休業中に利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。
- ・保育所等の利用が決まった場合には、入所月の月末までの復職が必須です。
- ・提出した誓約書どおりに復職ができなければ、入所月の月末で退園となります。

Q5	就労要件で保育園に入園しましたが、勤務時間を減らしたいです。 問題はないでしょうか？
----	---

A5 就労時間を減らすことはできません。

- ・入園の際、保護者が「就労」の要件で入所した場合、選考においては、申込時に提出された就労証明書の条件で入園後も就労するものとして点数付けを行っているため、選考の公平性を保つためにも、勤務時間を減らすことは認められません。
- ・やむを得ず転職する場合であっても、必ず保育課に事前に連絡をしたうえで、申込時の勤務時間や勤務日数を保ったまま就労してください。
- ・保育課に事前の連絡がなく、転職していることが発覚した場合は、退園となることがあります。

Q6	保護者の保育要件を、「就労」から「求職活動」へ変更することはできますか？
----	--------------------------------------

A6 就労から求職活動への要件変更はできません。

- ・会社の倒産等、自己都合によらない理由で退職となった場合を除いて、退職と同時に新しい就労先へ、切れ目のない就労が必須となります（申込時と同水準の勤務時間や勤務日数）。

Q7	就労要件で保育園を利用していますが、妊娠が分かりました。
----	------------------------------

A7 妊娠が分かった段階で保育課まで早急にご連絡ください。

- ・育児休業中はお子さんの保育が可能なため、保護者に保育要件の認定がありませんので、原則、お子さんは退園となります。ただし、お子さんの保育環境の変化が好ましくない場合に限り、一定の条件付きで保育所等に継続して通うことができます。
- ・育児休業中にお子さんの在園の継続を希望する場合は、保育課で手続きを行ってください。

Q8	家庭状況の変更により、7月に新しい就労証明書を提出しました。今回の継続利用申請で再度提出する必要はあるのでしょうか？
----	--

A8 再度の提出が必要です。

- ・8月1日以降に雇用主が証明した就労証明書の提出をお願いしております。会社都合等で提出が遅れる場合は、オンライン申請フォームでその旨記載のうえ、ご申請ください。

Q9	オンライン申請の際、就労証明書を「後日提出する」としましたが、どのように提出すればよいでしょうか？
----	---

A9 不足書類提出ページより提出いただくか逗子市保育課へ直接ご提出ください。

- ・下記のリンクより不足書類提出ページへアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-zushi/smart-apply/apply-procedure-alias/husoku>